

法人によるご寄付について

飯塚市社会福祉法人に対する寄付金は、その合計額と次の特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額が損金に算入されます。

$$〔資本金の額 \times 当期の月数 / 12 \times 0.00375 + 所得の金額 \times 0.0625〕 \div 2 = 〔特別損金算入限度額〕$$

※1 資本金等の額は、資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は支出金の額をいいます。

※2 所得の金額は、支出した寄付金の額を損金に算入しないものとして計算します。

※3 特定公益増進法人等に対する寄付金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

個人によるご寄付について

飯塚市社会福祉協議会への個人の方からの「寄付金」については、税制上の優遇措置（所得控除または税額控除）を受けることができます。（確定申告が必要です）

	税額控除	所得控除
所得税	$(\text{寄付金の合計額} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{税額控除}$ ※寄付金合計の上限は所得金額の40% ※税控除の対象となる寄付金は、所得税額の25%が上限	$\text{寄付金合計} - 2,000\text{円} = \text{寄付金控除額}$ ※寄付金の合計額は所得金額の40%が上限
住民税	$\text{市民税控除額} = (\text{寄付金の合計額} - 2,000\text{円}) \times 6\%$ $\text{県民税控除額} = (\text{寄付金の合計額} - 2,000\text{円}) \times 4\%$ ※寄付金の合計額は総所得金額の30%が上限	—

税制上の優遇措置を受けるためには、以下の書類の提出が必要です。

①「寄付金の領収書」

②「税額控除の証明書」の写し

※「税額控除の証明書」の写しは、飯塚市民の方は提出不要です。

飯塚市外の方は提出が必要な場合がありますので、詳しくはお住いの市町村へお尋ねください。

詳細はこちらの二次元コードから国税庁のHPをご覧ください

